

名古屋市告示第430号

指定障害児通所支援事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5の20第 4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8年10月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社あんこ 愛知県知多郡東浦 町大字石浜字南ヶ 丘19番地の 9	くるみとあんこ 名古屋市緑区森の 里一丁目84番地	児童発達支援 放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援	2358500904	令和 8年 8月31日

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課